



宮崎県公報

令和3年10月19日(火曜日) 号外 第50号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 44,400円

目次

選挙管理委員会告示

○令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式	1
○令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び同職務代理者の選任	2
○令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮崎県選挙分会長及び同職務代理者の選任	2
○令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時	2
○令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮崎県選挙分会の場所及び日時	2

○令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日	2
○令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の放送順序を定めるくじを行う場所及び日時	2
○令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	2
○令和3年10月31日の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	3
○令和3年10月31日の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	3

選挙管理委員会告示

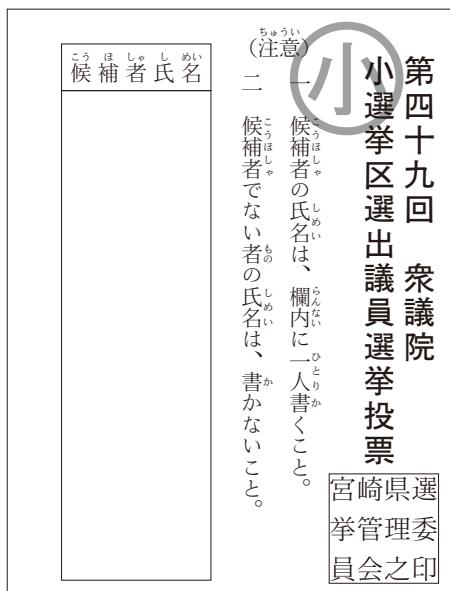
宮崎県選挙管理委員会告示第43号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

令和3年10月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂雄二

1 衆議院小選挙区選出議員選挙投票用紙



備考

- 1 大きさは、たて12.8センチメートル、よこ8センチメートルとする。
 - 2 あさぎ色の用紙に黒刷とする。
 - 3 宮崎県選挙管理委員会の印は黒色とし、刷り込むものとする。
- 2 衆議院比例代表選出議員選挙投票用紙



備考

- 1 大きさは、たて12.8センチメートル、よこ8センチメートルとする。
- 2 ピンク色の用紙に黒刷とする。
- 3 宮崎県選挙管理委員会の印は黒色とし、刷り込むものとする。

る。

宮崎県選挙管理委員会告示第44号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和3年10月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄二

選挙区	選 挙 長		選挙長の職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
宮崎県第一区	宮崎県宮崎市吉村町ハシテ甲2386番地79	茂 雄二	宮崎県小林市堤3143番地1	川畠 敏彦
宮崎県第二区	宮崎県宮崎市老松1丁目7番20号パークコート老松 503号	町 元 真也	宮崎県小林市堤3143番地1	川畠 敏彦
宮崎県第三区	宮崎県東臼杵郡諸塙村大字家代3681番地	黒木 正一	宮崎県小林市堤3143番地1	川畠 敏彦

宮崎県選挙管理委員会告示第45号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮崎県選挙分会長及びその職務を代理すべき者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和3年10月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄二

選 挙 分 会 長		選挙分会長の職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
宮崎県宮崎市老松1丁目7番20号パークコート老松 503号	町元 真也	宮崎県小林市堤3143番地1	川畠 敏彦

宮崎県選挙管理委員会告示第46号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和3年10月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄二

1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県府特別室
2 日時

宮崎県第一区選挙会 令和3年11月2日 午前9時から

宮崎県第二区選挙会 令和3年11月2日 午前9時30分から

宮崎県第三区選挙会 令和3年11月2日 午前10時から

宮崎県選挙管理委員会告示第47号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮崎県選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和3年10月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄二

1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県選挙管理委員会室
2 日時 令和3年11月2日 午前9時から

宮崎県選挙管理委員会告示第48号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場に公職選挙法(昭和25年法律第100号)第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示できる日は、令和3年10月19日からとする。ただし、候補者届の受理後とする。

令和3年10月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄二

宮崎県選挙管理委員会告示第49号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、各候補者届出政党が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第150条第1項の規定により行う政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和3年10月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄二

1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県選挙管理委員会室
2 日時 令和3年10月19日 午後6時30分から

宮崎県選挙管理委員会告示第50号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第167条第1項の規定により発行する選挙公報の候補者の氏名等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和3年10月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄二

1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮 崎 県 公 報

令和 3 年 10 月 19 日（火曜日） 号外 第 50 号

宮崎県選挙管理委員会室

2 日時 令和3年10月19日 午後6時30分から

宮崎県選挙管理委員会告示第51号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、
公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 167条第2項の規定により
発行する選挙公報の名簿届出政党等の名称等の掲載の順序を定める
くじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和3年10月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県選挙管理委員会室

2 日時 令和3年10月20日 午前9時30分から

宮崎県選挙管理委員会告示第52号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、
公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 175条第1項の規定による
投票所内及び同条第2項の規定による期日前投票所又は不在者投票
管理者のうち政令で定めるものの管理する投票を記載する場所内に
掲示する名簿届出政党等の名称等の掲載の順序を定めるくじを行う
場所及び日時は、次のとおりである。

令和3年10月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県選挙管理委員会室

2 日時 令和3年10月19日 午後6時30分から

